

公立大学法人福島県立医科大学附属病院MRI棟再整備に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

公立大学法人福島県立医科大学附属病院

公立大学法人福島県立医科大学附属病院MRI棟再整備に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

公立大学法人福島県立医科大学附属病院MRI棟において、老朽化したMRI検査装置の更新を行うことにより効果的かつ効率的な検査環境を整備するため、公募型プロポーザル方式により企画提案業者を募集し、委託業者の選定を行う。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

公立大学法人福島県立医科大学附属病院MRI棟再整備業務委託

(2) 委託業務内容

「公立大学法人福島県立医科大学附属病院MRI棟再整備業務委託仕様書」による。

(3) 委託業務実施場所

公立大学法人福島県立医科大学附属病院

(4) 業務実施期間

契約締結日から原則として令和6年3月31日まで

3 参加資格要件

書類提出時において、次の応募要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 本学及び福島県から工事請負契約又は業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 次のアからウまでに掲げる者に該当しないこと。
 - ア 本学が設置する審査委員会の委員
 - イ アに掲げる者が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
 - ウ アに掲げる者の研究室に所属する者
- (10) 本事業を遂行するために必要な経営基盤、技術力及び類似業務における実績を有し、確実に業務を履行できる者であること。
- (11) 緊急時に対応が可能な体制を整えられる者。
- (12) MR I 検査装置に係る保守及び修理の体制が整備されていること。
- (13) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する「医療機器の保守点検業務」の医療関連サービスマークの認定事業者又は都道府県知事から医療機器修理業の許可を受けている事業者であること。

4 公募要領の交付

次のとおり「実施要領」及び「仕様書」を交付する。

(1) 交付期間

令和5年9月21日（木）から令和5年9月29日（金）の9時～17時まで

（土日祝除く）

(2) 交付場所

公立大学法人福島県立医科大学附属病院 医事課（附属病院1階）

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

Tel : 024-547-1030 Fax : 024-547-1997

5 企画提案参加申請

企画提案に参加を希望する業者は、次のとおり申請すること。

(1) 受付期間

令和5年9月21日（木）から令和5年9月29日（金）まで

(2) 提出書類

- ①公立大学法人福島県立医科大学附属病院 MRI 棟再整備業務提案参加申請書
(様式第2号) 1部
- ②会社概要(様式第3号)及び事業者の業務内容が分かる会社案内等のパンフレット
1部
- ③法人登記簿謄本(全部事項証明書)(提出日から3か月に発行されたもの) 1部
- ④定款又は寄附行為の写し 1部
- ⑤納入実績(任意様式) 1部
- ⑥暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第4号) 1部
- ⑦医療機器の保守点検業務の医療関連サービスマーク認定証書の写し又は医療機器修理業の許可証の写し 1部

(3) 提出期限

令和5年9月29日(金) 17時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)令和5年9月29日(金)必着。

なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)までとする。

(5) 提出場所

4(2)記載のとおり。

6 院内見学

院内見学申込み(様式第5号)により見学希望場所、希望日時、参加人数を記入しFAXで申し込むこと。(申込期限:令和5年9月29日(金)正午まで)

7 企画提案参加許可

企画提案参加申請書を提出して業者に対し、企画提案参加の許可又は不許可について、令和5年10月5日(木)までにFAXで連絡するとともに、文書で通知する。

8 企画提案を辞退する場合

企画提案参加を許可された業者が企画提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式） 15部
- ②企画提案書の内容の確認のための書類 15部
- ③事業経費積算書（任意様式） 15部

(2) 提出方法

令和5年10月11日（水）午後5時までに必着。

なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から正午とする。

(3) 提出場所

4（2）記載のとおり。

10 提出書類等作成に関する質疑応答

(1) 受付期限

令和5年10月3日（火）午後5時まで

(2) 質疑様式及び提出方法

質問書（様式第1号）に質疑内容を明記の上、FAXで送信すること。また、FAX送信後に担当部署への着信を電話で確認すること。

(3) 提出先

4（2）記載のとおり。

(4) 質疑の回答

本学のホームページに随時公表する（個別の回答は行わない。）。

11 委託業者の選定について

(1) 委託業者の選定に際しては、次の事項について審査する。

- ①業務実績
- ②事業経費
- ③提案の内容
- ④保守、故障時の対応
- ⑤整備スケジュール
- ⑥その他、本業務に当たっての有用な提案

(2) 次のいずれかに該当する場合は、その提案業者の企画提案は無効とし、選定の対象としない。

- ①提出期限に遅れた場合
- ②仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合
- ③提案項目として記載されている事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤審査員又は関係者に対して、直接又は間接的に不適切な接触を求めた場合

1 2 審査方法

書類審査を行った後、プロポーザル審査委員会において企画提案説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、提案内容、見積金額等を総合的に判断し、委託業者を決定する。なお、企画提案説明会の日時及び場所については、別途通知する。

1 3 委託業者の決定通知について

上位業者決定通知については、令和5年10月19日（木）までに企画提案説明会に参加した全事業者に対し、FAXで連絡するとともに文書で通知する。また、法人ホームページへ掲載する。なお、電話等による照会には、応じないこととする。

14 本事業に関するスケジュール

項目	日時
企画提案参加申請書等の配布及び受付期間	令和5年9月21日(木) ～令和5年9月29日(金)
企画提案参加許可通知日	令和5年10月5日(木)
企画提案書等提出期限	令和5年10月11日(水)
企画提案説明会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年10月16日(月) 予定
プロポーザル上位業者決定通知	令和5年10月19日(木) 予定

15 その他

企画提案書の提出等、委託業者選定に関し応募者において必要となった費用は、応募者の負担とする。

また、提出された書類等は、採否にかかわらず返却はしないものとする。